山口県診療所等賃上げ支援事業費補助金について

賃上げを通じた地域医療提供体制の確保を図るため、診療所等へ従事者の処遇改善に必要な経費を補助します。

※この事業は、国が実施する「医療・介護等支援パッケージ」の一環として実施するものです。

対象施設	**山口県内に所在する診療所（有床・無床、医科・歯科ともに対象）及び訪問看護ステーション** ※詳しい要件については「２　注意事項」をご確認ください。
申請期間	**令和８年４月２８日(火)～令和８年７月１日(水)必着**
申請書類	①**交付申請書 兼 請求書**（様式第１号） ②**振込先の預金通帳の写し** ※必ず申請者名義の口座を指定してください。 ※次の支援金・補助金を受け取った実績があり、今回も同じ口座を振込先とする場合、(口座名義人等に変更がなければ)通帳の写しは添付不要です。 「医療機関等光熱費高騰対策支援金」 「医療機関食材料費高騰対策支援金」 「生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金」
実績報告	**令和８年８月１日（土）までに実績報告書（賃金改善報告書）を提出**

１　交付額

交付は１施設につき１回限りです。なお、**病床数は令和７年８月１日時点での許可病床数とし、休床分も含む**こととします。ただし、「病床数適正化支援事業」によって令和７年８月２日以降に削減した病床があれば、その数を除きます。

施設区分	補助額
有床診療所（医科・歯科） 許可病床数３床以上	許可病床数×7.2万円
有床診療所（医科・歯科） 許可病床数２床以下	１施設15万円
無床診療所（医科・歯科）	１施設15万円
訪問看護ステーション	１施設22.8万円

２　注意事項

（１）交付対象について

次の要件をすべて満たす診療所及び訪問看護ステーションが対象です。

①山口県内に所在し、申請時点で事業を行っていること。

②申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。

③保険医療機関コードの発行を受けていること。

④令和７年４月１日から申請時点までに、診療報酬請求の実績があること。

⑤ベースアップ評価料（※）について、次のア・イいずれかに該当すること。

（※）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料(医科)、入院ベースアップ評価料(歯科)、訪問看護ベースアップ評価料のいずれかを指します。

ア　令和８年３月１日時点で届け出ている。

イ　現在の制度上、ベースアップ評価料を届け出ることができない施設（※）で、令和８年６月１日時点で「令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料」を**届け出る旨を申請時に誓約する。**

（※）院長（医師または歯科医師）と専ら事務作業を行う職員（医療を専門とする職員の補助を行う医師事務作業補助者、看護補助者等は除く）のみで構成される診療所等が該当します。

⑥ベースアップ評価料の配分とは別に、補助金を活用して令和７年12月から令和８年５月までの６カ月間、対象職員のベースアップ（基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げ。）を実施すること。

・令和７年12月から令和８年３月までの４カ月分は、令和８年３月までに一時金または特別手当として一括で支給することも認められます。

・対象職員とは、「開設者と労働契約を締結している方」を指し、非常勤職員を含みます。ただし、管理者、診療所等を開設する法人の理事長、診療所等を運営する個人事業主は対象外です。

・補助金を活用して賃金改善を図る一方で、他の賃金項目の水準を抑え、賃金改善の効果を減殺させることは認められません。

・対象職員の一部に賃金改善を集中させるなど、著しく偏った配分は認められません。

⑦補助金によって改善された賃金水準を令和８年６月１日以降も維持または拡大すること。

※主に「令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料」を活用して、賃金水準を維持または拡大していただくこととなります。

（２）交付決定・振込その他について

・申請の集中や申請内容の修正に係るやりとり等により、交付決定及びその後の手続きに遅れが生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

・申請の概ね１カ月ほど後に、交付決定を郵送で通知する予定です。

・交付を決定した月の月末から翌月初めにかけ、補助金を振り込む予定です。

・県への実績報告書（賃金改善報告書）の提出期限は８月１日（土）と定められています。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

・実績報告における精算額が、概算払により既に受領した補助金の額を下回る場合は、差額分を返還していただきます。

・補助金の受給後、実績報告（賃金改善報告）とは別に、会計検査等、国や県から調査や説明、報告を求める場合があります。補助金に関する書類の保存（交付決定の翌年度から数えて５年間）をお願いします。また、申請の前に、受給に係る要件を満たしているかなど、十分にご確認ください。

※その他、詳細は「山口県診療所等賃上げ支援事業費補助金交付要綱」及びＱ＆Ａをご確認ください。

３　申請方法・申請先

○メールまたは郵送でご申請ください。

○申請書の様式は以下のURLからダウンロードしてください。

申請書のダウンロード	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/334672.html

① メール申請の場合

交付申請書兼請求書（Excel）と通帳の写し（PDF、jpeg、png等）をメールに添付してお送りください。

※交付申請書兼請求書はExcelのままお送りください。

※大容量ファイル転送サービスはご利用いただけません。

メールアドレス　chinage-bukka@pref.yamaguchi.lg.jp

② 郵送申請の場合

交付申請書兼請求書と通帳の写しをお送りください。

あ　て　先　〒753-8501 山口市滝町１番１号

山口県健康福祉部医務保険課 賃金・物価支援担当あて

４　お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課　TEL 083-933-2820【受付：平日9:00～17:00】